

6 環管第 2 9 2 号
平成26年 7 月 9 日

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 真鍋 精志 様

京都府知事 山田 啓二

奈良線第 2 期複線化事業に係る環境影響評価方法書についての
環境の保全の見地からの意見について

平成26年 3 月 3 日付け大工事第 1 0 2 9 号の 1 で送付のあった上記環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当	文化環境部環境・エネルギー局 環境管理課指導担当
電話	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 1 5
FAX	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 1 0

(別紙)

1 全般的事項

- 評価の手法は、事業の実施による環境影響が、実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを適切に評価できる方法を選定すること。
- 以下の事項に留意し、住民意見に配慮した上で、方法書の内容について検討を加え、より詳細な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を実施すること。

2 個別事項

(1)大気

- 工事の影響に係る予測で用いた事例及び解析手法について、その事例の内容及び解析手法を準備書に記載すること。
- 工事の影響が最大となる予測時期は、工事区域、建設機械、工事関連車両の稼働台数などを踏まえ、適切に設定すること。

(2)騒音及び振動

- 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環大第174号）」と予測との整合を明らかにし、準備書に記載すること。
- 騒音・振動（以下、「騒音等」という。）の調査地点については、方法書における選定地点を、以下のような観点を踏まえ、必要に応じて追加し、全ての調査地点の選定根拠を分かり易く説明した上で、調査、予測及び評価を行うこと。
 - ・ 沿線の大部分が市街地であり、住宅への近接度、建物の立地密度や高さ、地形や線路の構造形式などの違いにより騒音レベルの変化が予測されることから、それぞれについての影響を適切に把握できる地点
 - ・ 複線化に伴う列車のすれ違いにより、短時間の騒音増加が予想される地点、また、私鉄との併走区間は、特にその影響が大きくなる可能性があることから、その影響を適切に把握できる地点
 - ・ 学校、病院等、配慮が特に必要な施設への影響を適切に把握できる地点
- 騒音等の調査にあたっては、列車運行が1年を通じて平均的な状況を呈する日を選ぶこと。
- レールの継ぎ目などの騒音等の大きさを変化させる要因による影響の程度を把握し、準備書に記載すること。
- 予測の結果の準備書への記載に当たっては、列車の本数又は速度等予測の前提となる条件を明らかにし、列車の本数等の増加による騒音への影響について明らかにすること。
- 評価指標としての騒音レベルには、等価騒音レベルのみならず、一時的な騒音レベルの変化も含めて、予測・評価すること。
- 防音壁の設置やロングレール化等の環境保全措置については、その具体的な方法や効果について準備書に記載すること。

(3)水質

- 工事中に発生する濁水について、下流域の水質、底質、生態系などへの影響防止のための環境保全措置を検討し、その内容を準備書に記載すること。

(4)動物、植物及び生態系

- 沿線のまとまった緑地における動物の生息環境の調査について必要性を検討し、また、複線化に伴う生態系の分断の影響の調査、予測及び評価を行い、必要に応じ、環境保全措置を検討すること。
- 植物は、方法書において環境影響評価項目に選定されていないが、線路脇の草地は、生態系及び景観資源として、都市部に残存する良好に管理された草地となる可能性を持つことから、実情を調査し、可能な限り、複線化後においても保全及び創生に努めること。

(5)景観

- 桃山御陵周辺において、事業に伴う擁壁の設置などにより景観資源を損なうおそれが生じる場合は、調査地点として追加すること。
- 橋りょうは、架線等も含め、景観の重要な要素となることから、周辺の歴史的・文化的な環境に十分配慮し、関係市、有識者及び住民の意見を聴いた上で、構造・意匠等を検討し、その検討結果を適切に評価できる方法で予測すること。

(6)温室効果ガス等

- 工事以外の事業に伴う温室効果ガスの削減に向けた環境保全措置について、準備書に記載すること。

(7)その他

- 鉄粉の発生に関する知見について準備書に記載すること。
- 踏切の遮断時間の増減の見込み及びその環境影響の程度について準備書に記載すること。